

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート! ~

1月号 Vol. 49

今月の SMILE

奮闘する者

皆さん、明けましておめでとうございます！
本年もマイドを宜しく願い申し上げます！

昨年12月に HUAWEI(ファーウェイ)の CFO が逮捕されてから、日本のマスコミでもファーウェイという会社そのものが大きく取り上げられ、今ではすっかり有名になった感があります。
ファーウェイが世界の通信業界の覇権争いに加わるまでに成長した秘訣の1つに、従業員がファーウェイに入社するときに申請する「奮闘する者になることへの申請書」(成为奋斗者申请书)にあると思います。以下、その内容を紹介します。

奮闘する者になることの申請書

顧客を中心として奮闘することを志向し、ハードに働くことを長期的に持続することが、ファーウェイの勝利の基盤です。この20年以上の間、会社は大から小へ、弱から強となりました。そこには奮闘があったからこそです。これからも未来をリードし続けるには、奮闘することが必要です。会社の成長と発展は、グループが奮闘することにかかっています。個人の成長も、会社と同様で、個々が奮闘することにかかっています。私は人生の価値を実感するために、そして青春を後悔しないために、精力的に働きたいと思っています。私は、会社と共同して奮闘する「目標に責任を持つ社員」として、会社と一緒に奮闘し、そして成長し、会社の発展の結果を共有し、会社の経営リスクにも共同で担っていきたく願っています。私はまた、奮闘する者になることへの報酬は、作業時間の長短ではなく、責任と貢献によって測定されることを理解しています。

上記の認識と理解に基づき、私は自発的に「目標に責任を持つ社員」として、年次有給休暇及びサービス残業手当を放棄する」ことを申請します。私は、ファーウェイでの機会を大切に、継続的な奮闘によってのみ、会社の発展に貢献し、私たちの家族のためにより良い人生を創造でき、社会に貢献できると信じています。

私はここで自発的に「奮闘する者になる」ことを申請し、会社がこれを承認するよう願います！

凄い内容ですね。特に自ら有給休暇やサービス残業代を放棄するという件は、中国現地法人の総経理にとっては、感動のものですね。

会社と従業員が同じ目標に向かって奮闘する、会社が強く大きく成長するための肝ですね。

今年はより奮闘する年にしませんか！！

それでは今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



11月の貿易 4.3%増、黒字は今年最高

税関総署は2018年12月8日、11月の貿易総額が前年同月比4.3%増の4,100億8,210万米ドル(約46兆2,200億円)だったと発表した。先月まで7カ月続いた2桁成長から、1桁成長に減速した。一方、貿易黒字は447億4,790万米ドルで、今年最高を記録した。11月の輸出額は5.4%増の2,274億1,500万米ドル、輸入額は3.0%増の1,826億6,710万米ドルだった。

1～11月の累計では、貿易額は前年同期比14.8%増の4兆2,444億7,690万米ドル。輸出は11.8%増の2兆2,720億3,560万米ドル、輸入は18.4%増の1兆9,724億4,130万米ドルで、貿易収支は2,995億9,430万米ドルの黒字だった。

貿易摩擦が過熱する対米貿易は、1～11月の累計で10.9%増の5,828億2,220万米ドル、うち輸出が12.9%増の4,381億7,210万米ドル、輸入が5.0%増の1,446億5,020万米ドルだった。収支は2,935億2,190万米ドルの黒字で、1～10月に比べ約354億米ドル拡大した。

その他の国・地域との1～11月貿易額は◇欧州連合(EU):12.2%増の6,237億5,470万米ドル◇東南アジア諸国連合(ASEAN):16.6%増の5,398億2,560万米ドル◇韓国:13.9%増の2,888億7,450万米ドル◇香港:13.4%増の2,832億950万米ドル◇台湾:16.1%増の2,090億7,860万米ドルなどとなっている。

■11月の日中貿易 1.5%増

11月の日中貿易額は292億7,190万米ドルで、前年同月のデータと照らし合わせると1.5%増加した。うち日本への輸出は4.8%増の139億8,410万米ドル、日本からの輸入は1.3%減の152億8,780万米ドルだった。

1～11月の累計では、貿易額は9.7%増の3,008億1,760万米ドル、うち日本への輸出は8.1%増の1,344億1,000万米ドル、日本からの輸入は11.0%増の1,664億770万米ドルだった。

11月の消費者物価指数は同比2.2%上昇

2018年11月、全国の住民の消費価格は同2.2%上昇した。その中で、都市部では2.2%、農村では2.2%上昇し、食品価格は2.1%上昇し、非食品価格は2.1%上昇し、消費品価格は2.2%上昇し、サービス価格は2.1%上昇した。1～9月平均で、全国の住民消費価格は前年同期比2.1%上昇した。

11月には、全国の住民の消費価格は前月比0.3%下がった。その中で、都市は0.4%、農村地区、食品価格1.2%、非食品価格の0.3%上昇、消費品価格は1.0%上昇し、サービス価格は0.2%上昇した。

11月の生産者物価指数同比2.7%上昇

2018年11月、全国の工業生産者の出荷価格は前年比2.7%上昇し、前月比0.6%上昇した。工業生産者の購入価格は前年比3.3%上昇し、前月比0.2%減少。1～9月平均で、工業生産者の出荷価格は前年同期比4.0%上昇し、工業生産者の購入価格は4.5%上昇した。



『日中社会保障協定』の最新情報

『日中社会保障協定』の[最新状況]のポイントは3点あると思います。それは、(1)「発効」時期の見通しは、(2)「協定の対象」とならない社会保険は、(3)「適用対象外」条項の3点です。では、以下1つずつ解説していきましょう！

(1)「発行」時期の見通しについて

この協定は、2018年の1月に日中間で合意に達しました。国際間の協定なので、日本側だけの承認では「発効」しません。中国側の「承認」プロセスも必要です。

日本側は「署名してから国会承認」という流れになっているのに対して、中国側は「國務院の承認を得てから署名」という流れになっています。そして、両国の「承認」が取れた後から「発効」までのステップは、

Step1: 担当部門同士で協議してきた「行政取り決め」の署名

Step2: 「行政取り決め署名」の完了後に外交文書の交換(=協定の「締結」)

Step3: 「締結」の4か月後の初日から「発効」、となります。

現在は、このうち『Step1: 担当部門同士で協議してきた「行政取り決め」』についての「署名方法」について協議中とのことです。ですから発効までにはまだかかりそうですね。

(2)「協定の対象」とならない社会保険は??

『日中社会保障協定』では、「対象」になっている保険は、5種類あるうちの1種類だけです。それは日本の「厚生年金・国民年金」、中国の「基本養老保険」、のみです。

つまり、『自国の社会保険に加入していれば、相手国の社会保険に加入しなくて良い』とされているのは「年金だけ」なんです。では、他の社会保険、すなわち、日本の「健康保険、介護保険、失業保険、労災保険」、中国の「医療保険、生育保険、失業保険、労災保険」については、どうなっているのでしょうか？

原則として、協定の対象となっていない社会保険については、「赴任地・相手国の社会保険に加入し納付する」ことが協定の原則です。

つまり原則通り実施された場合には、中国に赴任している日本人駐在員は、この協定が発効しても、中国の「医療保険」、「生育保険」、「失業保険」、「労災保険」に加入しなければならないということになります。これには駐在員からみれば、大きな不安が起きます。

例えば、中国の「医療保険」の適用対象は[本人のみ]で、ご家族は、「対象外」となっています。日本の「健康保険」の適用対象は[扶養家族]も含まれますから、中国で生活している分には大きな影響はないかもしれません。また『海外旅行傷害保険』に加入していれば、中国でも外国人向けの医療が受けられて、かつ「ほぼキャッシュレス」です。でも、日本に帰国した時に、ご家族が病院に行きました。その場合、「10割負担」になってしまう可能性があります。そこで救済措置として重要となるのが、(3)の「適用対象外」条項です。

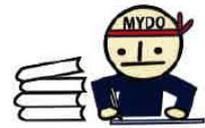
(3)「適用対象外」条項について

「適用対象外」条項とは、「中国の当局による承認」があれば、『日本の社会保険への継続加入が可能』ということです。この条項が今回の『協定』にも盛り込まれています。実際、2012年頃から発生した『外国人の中国社会保障加入問題』のときにも、上海以外の地域でも社会保障局は「外国人の中国社会保障加入」には及び腰でした。「法律ができて、すぐに適用！」とはならなかったんです。しばらく経ってから、北京で「後追いの通知」が出てから重い腰を上げました。上海市などでは、今でも「加入の強制」はされていません。多分、「外地人(地方出身者・戸籍者)」への社会保障加入で手一杯だからかもしれませんね。「外国人」と「外地人」では圧倒的に「外国人」の方が少数ですから。

ですから、今回も『日中社会保障協定』についても、

- わざわざ日本人のために面倒なことを積極的にしたくない！
- 相手側が出して来る「加入証明」だけで加入させなくて良いってなっているなら、それでも良い・・・という判断が働くかもしれません。ただし、不安点もないことはありません。それは、2019年から、社会保障の徴収業務が、『税務局』に移管される、という動きがあるからです。
社会保障局(人資源社会保障局)から『税務局』に移管されたとしたら、果たしてどうなるのか・・・??

いずれにしても、協定は両国の国民にとって、良い結果を生み出すために締結するのが、スジだと思いますが、現実的にはどうもそんな感じにはならないような・・・。



新個人所得税法による所得税源泉徴収額の計算方法の明確化

新個人所得税法の執行を円滑にするために、国家税務総局は、2018年12月20日付で、「新個人所得税法の全面実施に伴う若干の徴税管理に関する問題についての公告」(国家税務総局公告[2018]56号)及びその解説を正式に公布し、2019年1月1日以降の居住者・非居住者の総合所得に係る個人所得税の源泉徴収方法について、以下のように規定しました。

1. 居住者に対する源泉徴収額計算方法

① 給与賃金所得について

計算式:

当期源泉徴収額 = (累計課税所得額 × 予定税率 - 速算控除数) - 累計減免税額 - 累計源泉徴収税額

累計課税所得額 = 累計収入 - 累計免税収入 - 累計基礎控除 - 累計専項控除 - 累計専項付加控除 - 累計その他法定控除

個人所得税予定税率表(一)
(居住者給与賃金所得源泉徴収適用)

級数	累計課税所得額	予定税率	速算控除額
1	36,000 元以下	3%	0
2	36,000 元超～144,000 元以下	10%	2,520
3	300,000 元超～300,000 元以下	20%	16,920
4	25,000 元超～420,000 元以下	25%	31,920
5	420,000 元超～660,000 元以下	30%	52,920
6	660,000 元超～960,000 元以下	35%	85,920
7	960,000 元超	45%	181,920

②、労務報酬・原稿料・特許使用料所得について

計算式:

労務報酬所得源泉徴収額 = 課税所得額 × 予定税率 - 速算控除数

原稿料・特許使用料所得源泉徴収額 = 課税所得額 × 20%

労務報酬・原稿料所得・特許権使用料所得は、毎回の収入額から費用 20% を減額した後の残額を収入額とする。

その内、原稿料所得の収入額は 70% に減額して計算する。

控除費用については、毎回の収入額が 4,000 元を超えない場合、費用 800 元を減額する。4,000 元以上の場合、費用 20% を減額し、その残額を課税所得額とする。

個人所得税税率表(二)
(居住者労務報酬所得源泉徴収適用)

級数	累計課税所得額	予定税率	速算控除額
1	20,000 元以下	20%	0
2	20,000 元超～50,000 元以下	30%	2,520
3	50,000 元超	40%	16,920

2. 非居住者に対する源泉徴収額計算方法

計算式:

源泉徴収額＝課税所得額×税率－速算控除額

給与賃金所得については、毎月の収入額から費用 5,000 元を減額した後の残額を課税所得額とする。

役務報酬・原稿料・特許権使用料所得は収入から費用 20%を減額した後の残額を収入額とする。その内、原稿料所得の収入額は 70%に減額して計算する。

個人所得税税率表(三)

(非居住者給与賃金所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得適用)

級数	月間課税所得額	予定税率	速算控除額
1	3,000 元以下	3%	0
2	3,000 元超～12,000 元以下	10%	210
3	12,000 元超～25,000 元以下	20%	1,410
4	25,000 元超～35,000 元以下	25%	2,660
5	35,000 元超～55,000 元以下	30%	4,410
6	55,000 元超～80,000 元以下	35%	7,160
7	80,000 元超	45%	15,160

また、居住者が得る総合所得に対して、年間源泉徴収額と年間納税額を一致していない場合、所得を得た翌年の 3 月 1 日から 6 月 30 日までに主管税務機関に確定申告を実施しなければならない。非居住者については、源泉徴収義務者がいる場合、源泉徴収義務者が月次またはその都度税額を源泉徴収し、確定申告を実施しない。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 2415 室

T E L: +86-21-6407-0228 F A X :+86-21-6407-0185